



広報

しくほ



北八ヶ岳苔の森開き

5月29日、白駒の池にて苔の森開きが行われました。白駒の池周辺は日本蘚苔類学会より「日本の貴重なコケの森」に認定されております。

暑さが日ごと増してまいりました。白駒の池周辺は気温も低いいため、森林浴もかねて、ぜひこの機会に苔を見に行ってみてはいかがでしょうか。

No. 117

2016年6月23日

●発行 佐久穂町役場 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地 TEL 0267-86-2525
●編集 総合政策課 ●印刷 有限会社東城印刷佐久穂営業所

町の人口

6月1日現在

		前月比
男	5,667人	-17
女	6,035人	-13
計	11,702人	-30
世帯数	4,376世帯	-8
(うち外国人数 107人)		

主 な 記 事

佐久穂町 高齢者支援委員会	P2~3
佐久穂町 ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）	P4
山林化した農地について	P5
後期高齢者医療制度について	P6~7
佐久穂町・千曲病院 職員採用試験について	P8
7月10日（日）投票日 参議院議員通常選挙	P9
佐久穂町消防団協力事業所として認定しました	P16

佐久穂町 高齢者支援委員会

高齢者支援委員会は、高齢者支援に関する施設や事業所・団体が中心となり高齢者や認知症支援について活動しています。平成21年度から活動してきた認知症対策検討委員会を「年をとっても安心してこの町で暮らしていくことができる」活動に広げていくため高齢者支援委員会に改めました。平成27年度から町に設置された認知症地域支援推進員も委員に加わり活動しています。

委員会の平成27年度活動内容と平成28年度の取り組みを紹介します。

認知症サポーター養成講座

実施日	対象者	参加者数
平成27年 8月 5日	保健推進員千曲ブロック学習会	16人
平成27年10月14日	成年後見研究会（社会保険労務士等）	12人
平成27年10月27日	人権擁護同和教育委員	52人
平成27年11月25日	佐久穂小中学校 8年生	91人
平成27年12月 2日	5年生	71人
平成28年 1月29日	6年生	107人
平成28年 4月 3日	佐久穂町消防団幹部会議	72人

参加者のべ421人

* 講座の内容

- 佐久穂町の高齢者の状況
- 認知症の症状と病態理解
- 対応の基本と注意点
- 認知症地域支援推進員の紹介
- ロールプレイ体験と演習など



佐久穂中2年生演習



消防団演習

- 平成28年度も認知症サポーター養成講座は随時開催していきます。
役場健康福祉課高齢者係までお問い合わせください。電話86-2528

介護者のつどい

平成27年度は3回実施し、7名の参加がありました。

実施日程	会場
平成27年 7月28日（火）午前	特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷
10月14日（水）午後	グループホームさくほ愛の郷
平成28年 2月19日（金）午前	特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷

普段の自分の考えを話せてよかった。施設の見学ができたことでこれからの生活や施設について考えるきっかけになった。という声がありました。

- 今後の日程…平成28年6月から毎月第1金曜日に定例開催していきます。

日 程	会 場
毎月第1金曜日 午前10時～11時30分	特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷

お申込み、お問い合わせは佐久穂町地域包括支援センター 電話86-1550

認知症講演会

地域全体で認知症の理解を深め、見守りや支援ができるよう、地域の皆さんを対象に講演会を開催しました。

日 時 平成27年11月10日（火）13時30分～
会 場 茂来館メリアホール
内 容 「認知症の人とその家族を地域で支える」
講 師 NPO法人やじろべー代表 中澤純一氏
参加者 50名

介護関係者学習会

日 時 平成27年12月8日（火）18時30分～
会 場 茂来館メリアホール
内 容 「専門職倫理と連携で生活障害を支える」
講 師 NPO法人やじろべー代表 中澤純一氏
参加者 49名



認知症介護に関わる介護関係者の学習会を実施、近隣市町村の関係機関からの参加もありました。日頃の業務につながる新たな学びや、気づきが得られるという声が聞かれました。

●今年度の講演会・学習会については日程、内容が決まり次第お知らせします。

高齢者アンケートを実施しました

町の高齢者生活支援について皆さんのご意見をいただきました。

対 象 者 75歳から85歳の各年齢から約50人ずつ合計538人抽出

実施期間 平成27年11月から12月

配布、回収は民生委員協議会の協力で実施し、回収数517、回収率は96.1%でした。アンケートでは、生活支援に関する内容を中心に、介護・福祉サービスだけでなく地域の見守りや、助け合いについても意見をいただいています。

●アンケートの集計結果については、今後、地区健康教室や広報さくほでお伝えしていきます。

高齢者支援委員会の構成

千曲病院地域医療連携室・老人保健施設さやか・宅老所やちほの家
佐久穂町社会福祉協議会・グループホームさくほ愛の郷・民生児童委員協議会
健康福祉課高齢者係・保健係・地域包括支援センター・認知症地域支援推進員

高齢者支援・認知症支援の相談窓口

佐久穂町地域包括支援センター（千曲病院東側1階）電話86-1550

佐久穂町役場健康福祉課高齢者係 電話86-2528

関係機関と連携をとり、相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。



佐久穂町ふるさと応援寄附金

ふるさと納税

平成27年度中に70名の方から、**計3,480,000円**のご寄付が寄せられました。
ありがとうございました。

ご寄付をいただいた方（順不同）

武 川 明 広 様	小須田 宗 孝 様	半 田 綾 様	櫻 井 浩 様
内 片 健 二 様	菊 池 誉 志 様	菊 池 有 様	関 野 寛 雄 様
新 津 重 人 様	長 井 美奈子 様	西 田 路 夫 様	井 出 千 束 様
大 達 一 賢 様	笹 崎 一 二 様	中 尾 博 様	須 賀 剛二郎 様
成 七 龍 様	西 澤 俊 克 様	大工原 宏 直 様	平 岡 幸 代 様

ほか、50名（非公表希望）

引き続き、本年度も「佐久穂町ふるさと応援寄附金」を随時受け付けております。
『佐久穂町ふるさと応援寄附金』に1万円以上のご寄付をしていただいた皆様には、町の魅力を知ってもらうために「さくほの恵みギフト」をお届けいたしております。

「さくほの恵みギフト」は佐久穂町の特産品をお届けするギフトです。
ご寄付をしていただいたご本人の方にお選びいただくことはもちろん、他の方にもお届けすることができます。

寄附のお申込み、ギフト等の詳しい内容につきましては、佐久穂町のホームページをご覧いただくか、佐久穂町役場住民税務課税務係（86-2526）までお問い合わせください。

★高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

支給申請はお済みですか・・・？

お急ぎください！

申請受付期間
7月20日(水)まで

受付期限までに申請されない場合は、支給できませんのでご注意ください。
支給対象者となるご家庭には、給付金の申請書（請求書）が送付されています。

【問い合わせ：役場佐久庁舎内 健康福祉課 福祉係 ☎86-2528(直通)】

山林化した農地について

近年、耕作されていない農地が増え、山林化した農地が見られます。佐久穂町農業委員会では、優良農地の維持や今後の利用のため、自然に山林化した農地については、農地と区分し整理をしようと考えています。

つきましては、山林化した農地をお持ちの方で、地目変更をしたいとお考えの方は、非農地通知願出書をご提出ください。受付は毎月行っています。

提出された願出書をもとに、農業委員が現地確認をし、非農地通知（この通知により農地法の許可を受けずに地目変更が可能となる）の発行を検討します。

願出書の用紙：事務局（役場八千穂庁舎内）でお受け取りください。

願出書の提出：事務局（役場八千穂庁舎内）に直接お持ちください。

注 意

- ① 非農地通知の発行を受けても、ご自分（又は土地家屋調査士に依頼）で地目変更登記をしないと、法務局にある登記簿の地目は変わらず、固定資産税も変わりません。
- ② 現地確認の結果、農地へ復旧可能と考えられる土地、近隣農地と一体とし利用すべき土地、優良農地に影響のある土地については非農地通知を発行しません。
- ③ 願出書受理には、下記の全てを満たしていることが必要です。
 - 願出地に関わる農地法の許可を、願出書提出日からさかのぼり3年以内に受けていないこと。
 - 農地の贈与税・相続税の納税猶予を受けていないこと。
 - 農業者年金の経営移譲年金を受給していないこと。
 - 雑木等が自生し現に山林化していること。
 - 原則として隣接する3面以上が山林化していること。
 - 願出者は土地全部事項証明書に記載されている所有者（共有地の場合は共有者全員）であること。

<所有者がお亡くなり場合は、相続登記をしてからご提出ください。>

佐久穂町農業委員会

事務局（八千穂庁舎内）電話88-3957

75歳以上の方と
65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象
後期高齢者医療制度について

75歳になると被保険者証が変わります。

(障がい認定を申請された方は認定日から保険証が変わります。)

75歳のお誕生日を迎える方（一部障がい認定の方）は、
後期高齢者医療保険の被保険者となり、被保険者証が変わります。

- ◆お誕生日を迎える前に被保険者証は郵送で届きますので、なくさないようにお願いします。
(障がい認定の方は認定日を目安に届きます。)
- ◆誕生日以降は、後期高齢者医療保険の被保険者証をお使いください。
- ◆後期高齢者医療保険の被保険者になったばかりの方は、しばらくの間は、保険料の年金からの天引き（特別徴収）は始まりません。
納付書を送りますので、現金納付していただくか、便利な口座振替をお申し込みください。

【お願い】

- 診療を受ける際には、医療機関や薬局の受付で、被保険者証が変わったことを必ずお伝えください。

特に、薬局で被保険者証の変更の申し出を忘れてしまう方が多いようです。

忘れずに変更を申し出てください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	性別
生年月日	資格取得年月日
発効期日	交付年月日
一部負担金の割合	
保険者番号	保険者名
	長野県後期高齢者医療広域連合



医療費適正化に向け、下記事項を心がけましょう！

- 生活習慣病の早期発見のため、お住まいの市町村で実施している健康診査を受診し、健康保持に努めましょう。

後期高齢者医療

65歳から加入できる障害認定について

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした医療制度ですが、65歳以上75歳未満の**一定の障がい**（※）のある方で、申請により認定された方も後期高齢者医療に加入することができます。

これを「障害認定」といいます。

後期高齢者医療制度では、医療機関等窓口での一部負担割合は1割（現役並み所得者は3割）になり、現在加入している健康保険（3割）に比べ、一部負担額が少なくなる場合が多いです。

今後の世帯の所得状況によっては、医療費の負担割合や保険料額が、必ずしも低くなるものではありませんが、後期高齢に一度加入しても74歳までであれば脱退することもできます。

障害認定により、後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択となりますので、希望される方は役場後期高齢担当までご相談ください。

一定の障がいとは・・・

- 身体障害者手帳の1級、2級または3級に該当する方
- 身体障害者手帳の4級に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方
 - ◇ 音声機能または言語機能の障害に該当する方
 - ◇ 下肢障害の1号3号または4号に該当する方
- 療育手帳の重度（A）に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級に該当する方
- 国民年金証書の1級または2級に該当する方
- 上記の書類をお持ちでない方で上記と同程度の障害のある方

申請日より前に遡って、加入や撤回をすることはできませんので十分注意してください。

気をつけてください！

長野県内で、還付金詐欺が発生しています。

保険料をもらいすぎた場合、その保険料を還付することがありますが、役場の職員が、

- ATMに来るように 誘い出したり、
 - 携帯電話に連絡をして、ATMで操作させる
- ということはしません。

不審だと感じた場合は、一旦電話を切り、家族に相談するなど慎重に対応してください。

佐久穂町職員採用試験 千曲病院職員採用試験について

町と千曲病院では、平成29年4月採用予定の職員を下記のとおり募集します。

受験案内及び申込書は、**7月1日**からホームページよりダウンロードできます。また役場庁舎と千曲病院に、それぞれ用意しますのでご利用ください。

	試 験 区 分	採用予定 人 員	受 験 資 格	受 験 手 続 等
佐久穂町職員	● 一般事務 ①初級 (高校卒程度) ②社会人基礎 (学歴不問) ● 保健師 ● 看護師 ● 理学療法士 ● 保育士	いずれも 若 干 名	① 生年月日等 いずれも昭和61年4月2日以降に生まれた者 ただし、一般事務の社会人枠で社会人基礎試験を受験する場合は、昭和51年4月2日以降、昭和61年4月1日までに生まれた者	〔試験日程等〕 ◆ 第1次試験 平成28年9月18日(日) 午前9時受付開始 ◆ 第2次試験・面接 第1次試験合格者等に別途通知 〔試験会場〕 佐久穂町役場佐久庁舎
			② 資格関係 ● 一般事務 特になし ● 保健師、看護師、理学療法士、保育士 採用予定日現在において、資格を有する者、又は平成29年春までに資格を取得することが見込まれる者	
			③ 住所要件 一般事務については、佐久穂町に住所を有する者又は、平成29年4月採用までに、佐久穂町に住民登録をして、佐久穂町に居住する者	
佐久穂町立千曲病院職員	● 薬剤師 ● 看護師 ● 臨床検査技師	いずれも 若 干 名	① 生年月日等 ■ 薬剤師 昭和56年4月2日以降に生まれた者 ■ 看護師 昭和46年4月2日以降に生まれた者 ■ 臨床検査技師 昭和51年4月2日以降に生まれた者 ② 資格関係(全職種) 採用予定日現在において資格を有する者。又は平成29年春までに資格を取得することが見込まれる者	● 受験申込先・問い合わせ先 《佐久穂町職員採用》 佐久穂町役場 総務課庶務係 ☎86-2525 内線(253) 《千曲病院職員採用》 佐久穂町立千曲病院 庶務係 ☎86-2360

〔試験日程等〕

- ◆ 第1次試験
平成28年9月18日(日)
午前9時受付開始
- ◆ 第2次試験・面接
第1次試験合格者等に別途通知

〔試験会場〕

佐久穂町役場佐久庁舎

〔受付期間〕

7月 1日(金) から
8月12日(金) まで
(土・日曜日・祝祭日を除く)

〔受付時間〕

午前8時30分から
午後5時15分まで

〔そ の 他〕

郵送の場合は、8月12日(金)の消印まで有効

● 受験申込先・問い合わせ先

《佐久穂町職員採用》

佐久穂町役場
総務課庶務係
☎86-2525 内線(253)

《千曲病院職員採用》

佐久穂町立千曲病院
庶務係
☎86-2360

7月10日(日) 投票日

参議院議員通常選挙

選挙権が18歳以上に
拡大されました。

平成28年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙が6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に投票が行われます。

選挙区と選挙すべき
議員の数

長野県選挙区選出議員選挙

長野県全域で1名

比例代表選出議員選挙

日本全国で48名

町内の投票所で 投票できる方

町内の投票所で投票できるのは、佐久穂町の選挙人名簿に登録されている方になります。

●年齢要件

平成10年7月11日までに生まれた方。

●住所要件

平成28年3月21日までに佐久穂町に転入届をされた方。あるいは、それ以前から住民基本台帳に登録されている方。

町から転出した方のうち、佐久穂町の住民票が作成された日から3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていた方で、転出後4ヶ月を経過しない方。

住居移転の届け出を される方(された方)

町外から転入した方

平成28年3月22日以降に転入届をされた方は、旧住所(選挙区は旧住所地の選挙区)で投票を行うことになります。ただし、旧住

所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

町外へ転出した方

平成28年3月22日以降に転出された方で、新住所地に引き続き住所を有し、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は佐久穂町の投票所で、投票することができます(期日前投票・不在者投票可)。

投票時間

7月10日(日)の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

期日前投票

選挙人名簿に登録されている方が、投票日当日、都合で投票所へ行けないときは、期日前投票所で「期日前投票」をすることができます。

不在者投票

佐久穂町の選挙人名簿に登録されている方が、仕事等で町外に滞在している場合、佐久穂町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、佐久穂町以外の最寄の市町村の選挙管理委員会に不在

代理投票

心身の障がいその他の事由のために、自ら投票用紙に候補者の氏名を書くことができない場合、その選挙人に代わって補助者が投票用紙に記載する方法を代理投票と言います。

代理投票の流れ

- ① 投票所の受付で代理投票を申請します。
- ② 投票管理者から代理投票が認められれば、投票所の事務に従事する者の中から2人、補助者が選任されます。
- ③ 選挙人が口頭または指さしなどで指示する候補者名を、補助者の1人が代筆し、もう1人が確認を行います。
- ④ 投票箱への投函は、選挙人または補助者が行います。
補助者は投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

選挙公報の配布

候補者の政見・経歴などを記載した選挙公報を、新聞折り込みで配布するほか、役場等に備え置きます。また、希望者へは郵送します。

選挙についての お問い合わせ先

佐久穂町選挙管理委員会

(役場総務課内)

電話(86)2525

期日前投票 場所	期日前投票の できる期間
婦人研修 センター	6月23日～ 7月9日まで (17日間)
八千穂庁舎	7月6日～ 7月9日まで (4日間)

「第2回 女性起業家によるセミナー」を開催します

【開催日】7月30日(土) 【場所】佐久穂町生涯学習館

佐久穂町では、女性の社会進出の促進を図るため、本年度より、「女性起業家によるセミナー」を開催しております。第2回目として、下記のとおり開催いたしますので皆様のご参加をお待ちしております。(参加費無料)

◆開催日時 平成28年7月30日(土) 午後1時30分～3時

◆場 所 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」

※託児所ご利用希望の方は、人権政策係まで事前にご連絡願います。

託児所有(無料)

◆日 程

午後1時30分～	*テーマ 「みんなで 地域で 地元で活かそう女性のパワー!!」 ～ 作って! 食べて! 楽しんで! ～ — 女性の起業を目指して — *講 師 「やさい倶楽部」代表 いわ さき みち こ さん 【講師プロフィール】 □さわやか佐久穂町ネットワーク会長 □長野県農村生活マイスター □佐久穂町農業委員 □佐久穂町高速道対策協議会理事 □佐久穂女性みちの会理事
午後2時30分～	*質疑応答 (30分)

●主催：佐久穂町 ●後援：さわやか佐久穂町ネットワーク

□本事業は、地方創生加速化交付金により実施されております。

*お問い合わせ先：佐久穂町役場 住民税務課 人権政策係 TEL.86-2525 (内線120)

出生祝金を贈呈しました



5月30日に
町長室にて、4名の
お子さんへ出生祝金を
贈呈しました。

(H28年1月生まれの
お子さんです。)

こども課

2016 信州ねんりんピック

信州ねんりんピックは、県内の高齢者が文化・芸術活動やスポーツを通してお互いに交流し、生きがい、健康づくり、社会参加に対する理解を深め、明るく活力ある長寿社会の実現を目指して開催しています。

大勢の皆さまのご応募・ご参加をお待ちしております。

◆ 長野県高齢者作品展の作品募集 ◆

出 品 資 格	長野県内在住の60歳以上のアマチュア
部 門	日本画・洋画・彫刻・手工芸・書・写真
申 込 締 切	平成28年8月26日（金）
申 込 先	長野県高齢者作品展出品票（所定の用紙）に必要事項をご記入のうえ、下記までお申し込みください。 ○佐久保健福祉事務所福祉課 〒385-8533 佐久市跡部65-1（電話0267-63-3141） ○佐久穂町役場健康福祉課 〒384-0697 佐久穂町大字高野町569（電話86-2528） *募集案内（出品票）は、佐久穂町役場高齢者係にありますのでご利用ください。
問い合わせ先	2016信州ねんりんピック実行委員会事務局 （公財）長野県長寿社会開発センター 〒380-0928 長野市若里7-1-7 担当：浅野（電話026-226-3741 FAX026-226-8327）

◆ スポーツ交流大会の参加者募集 ◆

期 日	平成28年9月10日（土）
会 場	大町市運動公園（大町市常盤5638-44）
内 容	総合開会式 9:15～9:45 競技種目：ダンススポーツ/グラウンド・ゴルフ/ゲートボール/ソフトテニス/ ソフトバレーボール/ペタンク/ウォークラリー/弓道/テニス/ マレットゴルフ（10種目） 競技終了は16:00頃の予定
募 集 案 内	○参加資格……長野県在住の60歳以上の方 ○参 加 費……1人500円（資料・保険料等） ○申込期限……平成28年7月8日（金） ○申込方法……参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX・郵送・持参 いずれかの方法で申し込んでください。 *参加申込書は、佐久穂町役場高齢者係にありますのでご利用ください。
問い合わせ先	2016信州ねんりんピック実行委員会事務局 （公財）長野県長寿社会開発センター 〒380-0928 長野市若里7-1-7 担当：一由（電話026-226-3741 FAX026-226-8327）

市町村振興宝くじ

サマージャンボ宝くじ

7月6日から発売開始!!

『でっかく当たる! 今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円』

『たくさん当たる! サマージャンボミニ7000万円は、サマージャンボ宝くじと同時発売』

◆発売期間

2016年7月6日(水)から
7月29日(金)まで

宝くじの収益金は、長野県内の販売実績により、県内各市町村へ配分されますので、宝くじは、長野県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

配分された収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



子どもの悩みごと相談のお知らせ

悩みがあつたら
相談してね!

期 日 平成28年7月2日 (土)

時 間 午前10時から午後3時

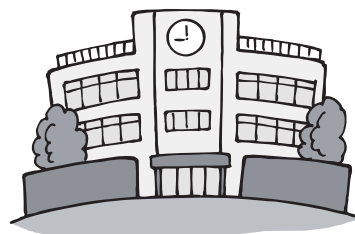
場 所 ★佐久平交流センター

(佐久平駅南)

★小海生涯学習センター

北牧楽集館 (小海町)

★ハートピアみよた (御代田町)

友だちから
いじめられている暴力を受けて
悩んでいる学校や家、その他の
事で悩みがある

人権イメージキャラクター 人KENまもる君

佐久人権擁護委員協議会

佐久市猿久保890番地4
長野県方法務局佐久支局内
電話 0267-67-2272

人KENあゆみちゃん

佐久穂町職員の懲戒処分について

平成28年4月21日に公表しました地籍調査事業における不適切な事務処理に関わる町職員5名について、平成28年5月19日付で懲戒処分としました。処分内容等は、下記のとおりです。

全体の奉仕者である町職員がこのような事件を起こし、町民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことは、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

国及び県から補助を受けて実施している地籍調査事業において、平成27年度事業については、補助金2,680,500円の交付決定を受け、事業を進めるべきところでしたが、実績報告をする段階で、事業が完了していないことが判明し、補助事業が廃止となりました。それに伴って、地籍調査事業について、過去5か年を遡って再点検した結果、平成26年度に実施した事業において、事業未完了であるにもかかわらず、補助金1,020,000円を受給していました。

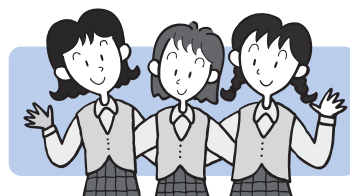
2. 関係者の処分内容

(1) 懲戒処分

当 時 の 所 属 等	現 所 属 等	年 齢	懲 戒 処 分 の 内 容
総務課管財係主査	住民税務課税務係主査	35	停職 2月
総務課管財係長	議会事務局参事	55	減給 1/10 1月
総務課課長補佐兼管財係長	総務課管財係主査	60	減給 1/10 1月
総務課課長補佐兼庶務係長	総合政策課参事	54	戒告
総務課課長	総務課参事	58	戒告

(2) 町長及び副町長の給料の減額

区 分	減 額 率	期 間
町 長	15 %	平成28年7月1日から平成28年7月31日まで
副 町 長	10 %	



司法書士による

取決めがなくてもOK!!

全国一斉 養育費相談会

～養育費に関するあなたの悩みを教えてください～

開催のお知らせ

長野県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会を開催します。

日 時 平成28年8月7日(日)

午前10時～午後4時まで
専用電話番号 0120-1567-301
(フリーダイヤル)

相談は無料です。秘密は厳守します。

問い合わせ 長野県青年司法書士協議会

026-274-5641

〔広告〕

佐久穂町ロゴ入り ポロシャツ・ブルゾン
しらかばちゃん Tシャツ 販売中

夏はやっぱり花火だね!
各種取り揃えて
お待ちしております。

文具事務用品
OA機器
手芸用品・雑貨
防災グッズ
引き出物
贈答品・花火

森 田 屋
佐久穂町東町 配達もいたします
TEL 0267-86-2312 FAX 0267-86-2993

◆平成28年度 佐久広域連合職員採用試験実施要綱◆

1 試験区分、職種、採用予定人員及び勤務予定機関

試験区分	職 種	採用予定人員	勤務予定機関
上 級	消 防 職 員	若 干 名	● 佐久広域連合消防本部 ● 佐久広域連合各消防署
中 級	消 防 職 員	若 干 名	
初 級	消 防 職 員	若 干 名	

2 受験資格

平成28年9月1日現在、佐久地域広域市町村圏内（小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡）に住民登録をして佐久地域広域市町村圏内に居住している者（修学、就職などのため他市町村に住む者で、家族が佐久地域広域市町村圏内に居住している者を含む）で、将来にわたって佐久地域広域市町村圏内に居住する予定の以下の要件を満たす者。

(1) 上級 消防職員

昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、4年制の大学を卒業した者。

(平成29年3月卒業見込み者を含む)

(2) 中級 消防職員

平成5年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、救急救命士法に基づく救急救命士の資格を有する者。

(3) 初級 消防職員

平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、高等学校程度の学力を有する者。

3 欠格事項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 佐久広域連合の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

- (1) 第1次試験 ア. 教養試験 イ. 適性検査 ウ. 作文試験
- (2) 第2次試験（第1次試験合格者） ア. 口述試験 イ. 身体検査 ウ. 体力測定

5 試験の日時及び場所

- (1) 第1次試験 ○日時 平成28年9月18日（日） 午前9時試験開始～午後3時頃終了予定
 ○場所 佐久市中込2947番地 佐久広域連合消防本部 3階講堂
- (2) 第2次試験 第1次試験合格通知書で該当者に通知します。

6 結果発表

- (1) 第1次試験の合格発表は、平成28年10月初旬までに合格者に通知するとともに佐久広域連合ホームページで公表します。
- (2) 最終合格発表は、第2次試験終了後おおむね1か月以内に合格者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、佐久広域連合職員採用候補者名簿に登載し、この名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿の確定した日から1年です。
- (3) 採用は原則として平成29年4月1日以降です。追って採用通知書を該当者に直接送付します。

8 給与（給料及び手当）

佐久広域連合条例等の定めに従い支給されます。

9 受験手続き及び受付期間

(1) 試験申込書の交付

ア. 試験申込書は、平成28年7月8日（金）から佐久広域連合事務局又は佐久広域連合消防本部及び最寄りの消防署で交付します。

（次ページに続く）

イ. 郵便による試験申込書請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒角2形（切手120円分を貼付のこと）を同封してください。

(2) 受験申込み先

次の書類を、佐久広域連合消防本部に提出してください。

ア. 試験申込書（本人記入のこと）

イ. 最終学校（卒業見込み）の学業成績証明書（申込時に間に合わない場合は、9月9日（金）までに提出して下さい。）

ウ、受験資格に必要な免許等を有する者は免許証等の写し

(3) 受付期間

平成28年7月26日（火）から平成28年8月17日（水）までです。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

なお、郵送の場合であっても、平成28年8月17日（水）までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験票は、申込みを受けた際に交付します。郵便等による申込みの場合、郵送で受験票を交付しますので、82円切手を貼った宛名明記の返信用封筒（長3形）を同封してください。

なお、8月26日（金）までに受験票が到着しないときは照会してください

10 その他

- (1) この試験の実施にあたり提出いただきました個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用しますので、ご承知ください。
- (2) 受験に必要な交通費等の経費は自己負担です。
- (3) この試験に関して不明な事項は、下記担当までお問い合わせください。
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

◆ 佐久広域連合消防本部総務課職員係 ◆

住所 〒385-0051 佐久市中込2947番地（庁舎3階）電話 0267-64-0119

◆平成28年度 佐久水道企業団職員採用試験を次のとおり行います◆

◎試験区分、採用予定人員及び受験資格

試 験 区 分		採用予定人員	受 験 資 格
上 級	行 政	若 干 名	住民登録が企業団組織市町にしてある人（修学、就職などのため他市町村に住む人で、家族が企業団組織市町に居住している人を含む。）で、平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人のうち、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの人
初 級	事 務	若 干 名	住民登録が企業団組織市町にしてある人（修学、就職などのため他市町村に住む人で、家族が企業団組織市町に居住している人を含む。）で、平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人のうち、学校教育法による短大・高校を卒業又は平成29年3月までに卒業見込みの人

◎第1次試験日 平成28年9月18日(日)

◎場所 佐久水道企業団

◎試験申込と申込先

- 試験申込書
- 履歴書（企業団指定の様式）
- 最終学校の学業成績証明書
- 卒業証明書又は卒業見込証明書
- 健康診断書
- 住民票
- 受験票の返送用封筒（長形3号封筒、82円切手貼付、返送先を記載）

以上の書類を、平成28年7月20日（水）から平成28年8月12日（金）午後5時までに佐久水道企業団総務課庶務係へ申し込んでください。

*この試験にあたり提出していただいた個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

◎試験申込書及び履歴書の交付、お問い合わせ

佐久市跡部101 佐久水道企業団 総務課庶務係 電話 0267-62-1290

叙勲の受章 おめでとうございます

内閣府から、高齢者叙勲が発令され、地方自治の発展に尽くされました宮川邦夫氏（川久保・88歳・元佐久町議会議員）が旭日単光章を受章されました。誠にありがとうございます。

【略歴】

昭和61年5月～平成10年5月
旧佐久穂町議会議員（3期）
平成8年5月～平成10年5月
旧佐久町議会副議長



佐久穂町消防団協力事業所として認定しました

新たに1事業所を佐久穂町消防団協力事業所として認定し、消防団協力事業所表示証を交付しました。

…… 平 林 ……
(株) 吉 本



【消防団協力事業所とは】

原則として、従業員が消防団員として2名以上入団している事業所や、災害時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等が対象となります。

長野県では、消防団協力事業所に対し、建設工事・物品買入れ等の入札参加資格登録や総合評価落札方式における優遇、中小企業振興資金における貸付利率の優遇、さらに、一定の条件を満たせば、消防団活動協力事業所応援減税（法人・個人事業税の2分の1減免、上限10万円）など、消防団活動に協力している事業所を様々な優遇措置で支援していますので、該当される事業主の皆さんはこの制度をぜひご活用ください。

お問い合わせ：総務課庶務係 TEL86-2525